ホ　同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業（同一の市の区域内に全ての調査事業所を有する企業を除く。）として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。					
四　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの					
イ　次に掲げる全ての要件に該当するもの					
(1)　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。	総務大臣	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。	総務大臣	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。	
(2)　指定企業の調査事業所でないこと。					
(3)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。					
(4)　従業者数が三十人未満であるもの					
ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの					
(1)　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。					
(2)　指定企業の調査事業所でないこと。					
(3)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。					
(4)　従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。					
(5)　二以上の都道府県の区域にわたって調査事業所を有する企業の調査事業所（大多数の同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。					
ハ　次に掲げる全ての要件に該当するもの					
(1)　支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。					
(2)　指定企業の調査事業所であること。					
五　企業の調査事業所のうち次に掲げるもの（外国の法人の調査事業所（企業の調査事業所のうちイからハまでに掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所にあっては指定地域内にあるものに限る。）を除く。）					
イ　調査用名簿に記載されていないもの					
ロ　次に掲げる全ての要件に該当するもの					
(1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。					
(2)　指定企業の調査事業所でないこと。					
ハ　次に掲げる全ての要件に該当するもの					
(1)　本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所の別が不明であるかのいずれにもないものは、調査用名簿に記載されていること。					
(2)　指定企業の調査事業所であること。					
ニ　次に掲げる全ての要件に該当するもの					
(1)　本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。					
(2)　指定企業の調査事業所であること。					

備考　この表の規定の適用については、調査用名簿に記載されている企業の調査事業所のうち、当該調査事業所を有する企業の本所又は支所となる調査事業所の所在地として調査用名簿に記載されている場所のいずれにもないものは、調査用名簿に記載されていないものとみなす。

第十二条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条第一項中「第八条第二項各号に掲げる調査事業所若しくは前条第二項第一号」を「前条第一項の表の一の項及び二の項」に、「同条第五項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「前条第二項第二号」を「前条第一項の表の三の項」に改め、「（同条第三項の規定より行う甲調査を除く。）」を削り、「同条第五項」を「同条第三項」に改め、同条第三項中「前条第二項第三号」を「前条第一項の表の四の項及び五の項」に改め、「（同条第三項の規定より行う甲調査を除く。）」を削り、「同条第五項」を「同条第三項」に改める。